
令和3年 第4回定例会

代表質問 末安 広明議員

令和3年 11月26日

▶質問

大田区議会公明党の末安広明でございます。会派を代表し、質問通告に従い、順次質問をさせていただきます。先ほどの塩野目議員の代表質問ともいくつか同趣旨の内容に触れさせていただきますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

これまでコロナ一色で対応を迫られてきた本区の区政運営であります。引き続きコロナへの対策には万全を期した上で、いよいよコロナ後の新たな時代を見据えつつ、現在、来年度予算の策定に向け準備が進められていることと思います。その重要なタイミングでの代表質問の機会であります。未来志向で松原区長、小黒教育長に今のお考えをしっかりと伺ってまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

初めに、区の最重要課題であるコロナ対策についてお聞きします。

本区では、初期段階で足踏みが見られたものの、結果的にはワクチン接種が極めて順調に進み、新規感染者数の推移は、現在のところは落ち着きを見せております。しかしながら、海外の事例からも、また冬を迎えることから、引き続き第6波の感染拡大が懸念される中、そこに向けた備えは決して怠ってはなりません。

そこで、第6波の感染拡大を想定し、どのような体制でそこに備えていくのか、また、いざというときのスクランブル体制への移行をどういったタイミングで判断されていくのか、区の見解をお聞きします。

そして、いよいよ区民の皆様のご関心は、3回目のワクチン接種をどのように進めていくのかという点であります。接種券の発送方法や予約の方法、個別接種・集団接種会場の設置数など、細かい部分ですが、こうした一つ一つの判断が区民の皆様のご安心を大きく左右することになります。これまでの経験を踏まえ、いかにスムーズに安心して接種を行っていただけるか、ここに向けてしっかり準備を進めてもらいたいと思います。

そこで、3回目のワクチン接種に向けてはどのような方向性で実施されていくのか、現段階で決まっている点について区の見解を求めます。

次に、中長期計画について伺います。

新型コロナの感染拡大によって、これまでの日常生活は一変し、人々の価値観までも変

化をもたらし、それは本区の人口動態にも徐々に影響を及ぼしてきております。これまでの区の人口は、大田区人口推計を上回る勢いで増加を続けてきましたが、コロナ禍の影響を受け、令和2年5月の73万8841人をピークに減少傾向に転じております。あらゆる計画のベースとなる人口動態にも既に大きな変化が生じているわけであり、今後、社会は激しいスピードで変化していくことは必至であります。目指すべきまちの姿はどうあるべきか、人と人とのつながりをどう再構築していくのか、また、SDGsや気候変動に対してもどう立ち向かっていくのか、本区においても様々な課題が今突きつけられております。

今こそ、中長期的な視点に立った計画や政策が欠かせません。現在は新基本計画の策定を一旦延期し、緊急的かつ重点的な課題に絞った新おおた重点プログラムが令和5年度までの4年計画で運用されております。しかしながら、この計画は短期的な危機をいかにして乗り越えるか、また、これまでの事業の継続的な流れを踏襲したものであり、中長期的な視点で未来を見据えるという点ではやや内容が乏しくもあります。

今後、新基本計画の策定などを見据え、どのように中長期的な視点を持ってビジョンを描いていくのか、ここは大変重要な部分であります。そして、それらをつくり上げるためには、まずは職員の皆様の熱意とアイデアが何よりも必要であり、ぜひともプロジェクトチームなどを立ち上げ、心あるメンバーを手挙げ制で募ったり、若手職員なども積極的に採用し、こうした企画に当たってもらいたいと考えます。そうした一手間をかけることによって、10年、20年後の施策や事業運営の在り方が全く違ったものになってくると考えます。

そこで、本区の中長期的な視点を踏まえた計画や政策を今後どのように区政へ反映していくのか、また、未来を見据えたビジョンを描くに当たっては、思いを持った職員によるプロジェクトチームをつくることなど、あらゆる工夫を取り入れてもらいたいと要望しますけれども、区の見解を求めます。

次に、外郭団体に関して伺います。

本区の外郭団体は、主に、区民ニーズが多様化する中で、行政の役割を補完し、区民生活に密着した様々な分野できめ細かな公的サービスを提供する目的で設置をされております。今回のコロナ禍によって外郭団体を取り巻く環境も大きく変化する中、その役割はこれまで以上に重要性を増し、時には従前の発想にとらわれない新たなサービスの検討なども必要になってこようかと思えます。

そのような中、今年度区が掲げた持続可能な自治体経営に向けた取組方針において、方針の実現に向けた3本柱の最初に外郭団体等の在り方を検討するとあります。一くくりに外郭団体といいましても、それぞれ役割や状況、求められるニーズなども異なり、すみ分

けはしっかりと行いつつも、区が団体に求める目的や役割などのミッションが明確になっているか、団体が実施する事業が区民サービス向上にきちんとつながっているか、その効果を正しく測るための成果指標など、改めてご検討いただきたいと考えます。こうした点などを大方針で示し、それに従って各所管が外郭団体と適切に連携していく仕組みがまさに必要であると感じております。

そこで、今回の在り方検討の全体的な方向性として、改めて外郭団体をどのように位置づけようとしていて、どんなところに見直しの必要性を感じているのか、区の見解を求めます。

本区の外郭団体の中でも、産業振興協会は特に重要な役割を担う一つであると認識をしております。コロナ禍で打撃を受けた区内産業の支援のためにも、より丁寧に伴走型の支援体制で各種サポートを行っていただきたいですし、ポストコロナ時代はデジタル化やSDGs、環境問題などへの対応など、大変革が起きることは必至であり、より新しい発想での取組が求められる部分であります。新たなビジョンが必要となるだけでなく、人的にも経済的にも十分な体制を敷いていくことが求められると考えます。

これまで、緊急経済対策をはじめ、技術開発支援やマッチング、経営相談などにも対応してきたことは大きく評価しますが、外郭団体の在り方検討などを踏まえ、現在の協会に対する評価、課題について、区の認識を伺います。

また、産業振興協会は民間の企業や事業者などと向き合う機会も多いことから、区の施策と民間の経済活動を適切につないでいく存在でなければなりません。時代の変化に対応した新しいアイデアを生み出すことや、区が整備してきた産業支援施設をいかに効果的に活用するか、様々なネットワークを構築し、区内産業をどう活性化させていくかといった役割が求められます。さらには現場を熟知した協会には、そこでつかんだ情報やノウハウなどを区の施策に積極的にフィードバックする役割も求められます。外郭団体の中でも産業振興協会は、いわゆるお役所的な組織であってはならず、民間側の思考と外郭団体としての役割を融合した組織経営が求められると考えます。場合によっては民間の経営感覚ある人材を新たに要職に起用することなども検討すべきと提案をいたします。

そこで、産業振興協会において、こうした組織経営を実現していくために必要な体制の充実を求めますが、区の見解を求めます。

次に、地域力の再構築というテーマでお聞きします。

本区ではこれまで、松原区長就任以来、地域力を柱に据え、様々な施策を推進してきました。今般のコロナ禍において、町会・自治会の活動や学校行事なども全くできなくなる中、改めて地域のつながりの大切さを実感された方や、外出抑制の中で、逆に地域の公園

や多摩川河川敷、商店街など、地域の魅力を再発見された方も多かったはずですが、そして今こそ、地域のために何かをしてみたいと感じている方もきっと多くいらっしゃると思います。コロナの終息を見計らいながら、徐々に地域活動も再開されていくものとは思いますが、今ここで立ち止まり、改めて地域力について見詰め直していくときなのではないでしょうか。

昨今、社会課題が山積する中で、これらの課題解決を全て行政が担うことは、財政的にも職員の数の面でも不可能であります。今後、急速に少子高齢化が進むことは確実であり地域の課題を地域の住民の力で解決していくとの取組が、これまで以上に求められる時代になると言えます。一方で、これまで本区の地域力は、地域への思いが強く、地域活動に積極的な方によって支えられてきました。しかし、自治会・町会なども高齢化が進み、地域活動の担い手不足が顕在化する中、今の人材や今のやり方だけで課題解決に立ち向かうことは難しいと感じます。また、SNSなどのツールも積極的に地域活動に取り入れていくことなども求められます。

ある自治体では、地域活動の担い手不足などの課題を克服するため、まち育てサポーターという人材を公募し、地域活動の新たな担い手となる人材の発掘や育成を行うための事業が実施されております。講座の開催やまち歩き、地域団体との情報共有の場づくりなどを一定期間集中して行い、こうした人材を見つけ出そうという取組です。また、本区においては、長期計画の策定時やまちづくりの場面で、住民参加の手法であるワークショップが実施されております。今後は、地域づくりやコミュニティづくりなどの場面でワークショップなどを積極的に活用することも必要と考えます。

そこで、新たな時代の地域力の在り方を今こそ本気で検討していくべきではないでしょうか。また、そうした検討に当たっては、専門家などを活用し、新たな手法なども積極的に取り入れながら進めていただきたいと要望しますが、区の見解を求めます。

次に、児童虐待の未然防止についてお聞きします。

児童相談所における児童虐待に関する相談件数は年々増加する中、先日、本区においても、1歳5か月の男児が、しつけを理由に父親から大けがをさせられるという痛ましい報道がありました。また幼い子が犠牲になったのかと大田区関係者の全ての方が胸を痛めたことと思います。本件については、東京都児童相談所が担当し、一旦終結した案件と聞いております。

このような事故が二度と起きないように、児童虐待の未然防止を念頭に、現在も本区では児童相談所の開設に向け鋭意準備を進めているものと認識をしております。しかしながら開設時期はまだ先となるため、その間もどのように品川児童相談所などの関係先とさらな

る連携強化を図り、こうした事件を防いでいくのかについては、いま一度再考しなければいけない課題であります。当然、都と区での役割には線引きがあり、関与できる範囲とそうでない部分があることは理解しておりますが、今回の事案を踏まえ、あらゆる可能性を探っていただきたいと強く求めます。

そこで、児童相談所の開設までの期間、区は東京都児童相談所とどのような連携強化に取り組むのか、また、児童相談所設置に向けての区長の決意をお聞きします。

次に、保健師の在り方・人材育成について伺います。

コロナ禍において、保健師の皆様が昼夜を問わず献身的に区民のために最前線でご奮闘いただいたことには心より感謝を申し上げます。一方で、コロナや感染症への対応のみならず、人々が抱える健康問題はますます多様化、複雑化しております。今後も保健師の役割はより重要性を増す中、特に児童虐待や精神保健福祉などは問題が深刻で、当事者のみならず家族の支援も求められ、それぞれに特性を持つ相談者への対応は、決してマニュアルどおりに対応したからよいというものではなく、すぐに答えが見えないケースや正解も一つではなかったりと個別性が求められることは多いと言えます。また、児童虐待などの案件は、ちょっとした気づきから危険性を感じ取ったり、場合によっては一つの対応の誤りが取り返しのつかないケースに及ぶこともあります。どこまで支援することが正解なのか、深掘りすればするほど尽きることもない業務と言えます。こうした個別支援の対応力をいかにして高めていくことができるか、今後さらにその部分が問われていると言えます。また、保健師のスキルのあり、なしによって区民の支援に差があることは、できる限り避けなければなりません。

そこで、特に保健師の個別支援の在り方について、また、これからの保健師に求められる人材像や専門性とはどのようなものなのか、区の見解をお聞きします。

これまで本区では、保健師の増員を着々と進め、平成 28 年度からの 5 年間で 24 人の増員を図り、総勢で 102 名の体制になったと聞いております。人数が拡充されることは望ましいことですが、数年の期間で新しい職員がこのように増えたわけですから、高度な専門性が必要となる個別支援などの対応について十分な教育がなされているのか、また、それを教育する中堅・ベテラン職員などがしっかりと各地域健康課に配置されているのかについては少し気がかりなところです。また、難しい個別支援の対応に当たっては、個人のスキルに頼るだけでなく、中堅・ベテラン職員がフォローする体制や、場合によってはチームでその案件を預かって対応するといった手法も今後検討を図るべきと考えます。

そこで、現状の体制に関する評価と、今後、個別支援力の向上に向けた人材育成の強化策や、チームで課題解決に当たる体制などを拡充していくべきと考えますが、区の見解を

求めます。

次に、空き家及び老朽マンション対策についてお聞きします。

本区では、平成28年より大田区空き家等対策計画を策定し、総合的な空き家対策を講じてきたものと認識しております。具体的には、老朽化の著しい空き家を特定空き家に認定し適切な処理を行うことや、空き家総合相談窓口の設置、マッチング事業などの対策が取られてきております。令和3年7月には本計画を改定し、さらに空き家対策の取組を強化するとしておりますが、特に大きな課題であったのが、一つには、明らかに状態が悪くなっていくことが予測されたとしても、実際に悪化しなければ特定空き家と判断されない点や、第2に、昨今の風水害などの災害の頻発化によって、空き家等が近隣の住宅に危害を与えるようなおそれがあった場合でも、私有財産であるため、区としては何ら対策を講じることができないといった課題がありました。そうした中で、国から新たな基準が示されたと聞いております。

そこで、区の老朽空き家対策について、国の動向を踏まえ、今後どのような改善策を講じていく見込みなのか、区の見解を求めます。

空き家の中には、少し手を加えれば活用できるものも多くあると思われまます。本区においても、マッチング事業として、公益的な目的であれば民間で活用できる事業が既に実施されており、いくつかの成立事例もあると伺っております。これまで我が会派としてもこうした空き家を高齢者やひとり親世帯などの住宅確保要配慮者に対する居住利用としても活用していくべきと提案をしてきました。

そこで、マッチング事業においては、これまで公共的な利用に限定をされておりますが改めてこれを見直し、居住利用などの手法についても検討してもらいたいと要望しますが区の所見を求めます。

戸建て住宅の空き家対策とともに、昨今、社会課題の一つとなっているのが老朽マンション対策についてであります。老朽化によって外壁が剥がれ落ちるなどして居住者や周辺住民に危険を及ぼすマンションや、管理組合の合意形成がうまくいかず、老朽化していても大規模修繕や建て替えなどが行えないといった課題が全国で起きております。

分譲マンションは特に大都市圏に多く、総数は2018年末の時点で約655万戸に上るとされております。国土交通省の調査によりますと、築40年を超える古いマンションのうち、大規模修繕が2回以下のマンションは4割近くに上り、修繕不足が懸念されるとあります。今後、築40年を超えるマンションの急増が見込まれ、20年後には現在の約4.5倍に当たる367万戸がそれに該当するとされており、その対策は急務であります。こうした課題を踏まえ、国はマンション管理適正化法の改正などを進めてきておりますが、本区にお

いても現在検討が進められている住宅マスタープランにおいて、何らかの具体的な方針を示していかなければならないと考えます。

そこで、本区の住宅施策について、国や都の動向を踏まえ、こうした問題に対して今後どのように対処していこうとしているのか、区の所見を求めます。

次に、新空港線について伺います。

先の決算特別委員会の場でも申し述べましたが、新空港線については、いよいよ機は熟した、そして本年度末までに何としても決着させなければならない、これが私どもの思いです。平成28年の国の審議会の答申の発表からも既に5年が経過し、この間、最大の懸案であった地下鉄8号線の延伸問題や、臨海地下鉄においても本年7月に新たな答申が示されるなど、整備に向けた道筋が示されたわけであり、これらが事実上の決着を見た今、次は新空港線の番であります。これが進まなければ蒲田や下丸子地域のまちづくりも一向に進まず、ただでさえ老朽化が著しいにもかかわらず、今後さらに予測される都市間競争において後塵を拝してしまうこととなります。

先の都議会の決算特別委員会においても、我が党の玉川英俊都議が新空港線について質問で触れ、ぜひとも年度内の決着をするようにと東京都に対し強く求めました。今年度決着を見なければ後はない、それほどの覚悟を持って残された最終協議の場に挑んでいただきたいと強く要望いたしますが、改めて、松原区長、本区の未来がかかった新空港線の早期実現に向け今後どのように取り組んでいくのか、区長の強い決意をお示し願います。

次に、若者支援についてお伺いいたします。

昨今、若者を取り巻く社会環境は激変しております。ひきこもりの長期化や貧困、孤独孤立、自殺、ヤングケアラーの問題、若年無業者の増加、就労の面など、課題は多様化、複雑化しております。さらに、コロナ禍の影響を受け、若者がこれまで以上に明るい未来や希望を描きにくい厳しい状況に陥っているのではないかと危惧しております。

本区でも本年4月、大田区子ども・若者計画が策定され、この中で若者支援の今後の方向性なども位置づけられました。若者といってもその対象範囲は広く、抱える課題も様々で、相談者の属性、世代、相談内容にかかわらず、まずは包括的に相談を受け止めてくれる体制が必要と考えます。加えて、この世代の施策を検討するに当たっては、若者世代の当事者などの参加を積極的に促し、意見を聞いていくことも大切であります。我が会派としては、これまで議会の場などで若者施策を専門的に検討する若者支援課などの設置を求めてまいりました。ぜひとも、もう一段階、区の課題認識を上げて、この問題に精力的に取り組んでいただきたいと要望します。

そこで、今後、具体的にどのように若者の支援を行っていくのか、区の見解を求めます

また、強力に施策を推進していくためにも、若者施策に専任で当たる推進体制を検討することを求めますが、ご見解をお聞かせください。

例えば、若者に対し、区が相談窓口をつくりましたと言っても、なかなかそこにアクセスしてもらうことは厳しい側面もあろうかと思えます。まずは来たい場所をつくることや人と人をつなげていく起点になっていくこと、時にはすごいゲストの講演が聞けるようなサプライズを用意したり、また緩やかにつながる仕組みとして、ホームページやSNSなどを積極的に活用するなど、つながってもらうまでの部分に様々な工夫や仕掛けが必要であると考えます。区が新たに進める中高生の居場所づくり事業などは、目標を上回る利用者数であると伺っており、こうした居場所づくりが相談を受け止める入り口として大きな役割を果たすものと期待するところであります。

そこで、若者支援に当たっては、つながるまでの仕組みづくりをいかに整えるかが重要であり、居場所づくりやホームページ、SNSの活用、イベントなど、幅広い手段を講じていくべきと考えますけれども、区の見解を求めます。

次に、環境対策について伺います。

本年5月、2050年までの脱炭素社会の実現を基本理念とした改正地球温暖化対策推進法が成立しました。先日もパリ協定に向けた国連推進会議COP26が開催され、今後、我が国においても国を挙げた取組が加速度的に進んでいくこととなります。そして、2050年のカーボンニュートラルに向けては、まずは温室効果ガス排出量を2030年度までに2013年度比で46%削減すること及び50%の高みに向けて挑戦することが求められております。

昨今の風水害の頻発化、激甚化などを見ても、温暖化対策については待ったなしの状況があり、未来の世代に対する責任を果たす上でも、本区としても本気でこの問題に取り組んでいかなければならないことを強く感じております。本区では現在、令和4年から6年度までの計画となる大田区環境アクションプランの策定が進められておりますが、2030年に向けては大変重要な位置づけとなります。

そこで、環境アクションプランの策定に当たっては、まずは区長が先頭に立ち、地球温暖化対策、脱炭素社会の実現に向けて力強く取り組んでいく旨の決意を示すべきと考えますが、現段階での区長の思いをお聞かせください。

また、脱炭素社会の実現に向け、目標達成のためには、本区の環境アクションプランが単なる宣言にとどまるものではなく、より具体的で効果的な取組をいかに打ち立てることができるかにかかっております。中でも企業などの取組において、プラスチックごみの削減ということが一つのトレンドとなっております。こうした中、本年6月にはプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が公布され、ワンウェイプラスチックの使用の合

理化やプラスチック廃棄物の分別収集、自主回収、再資源化などといった事項について方針が定められました。

そこで、環境アクションプランの策定に当たり、目標達成に向けては、何らかの目玉的な事業は必要であると考えます。プラスチック資源の循環に向けた取組なども大きな要素となりますが、区の見解を求めます。

さらに、区民に対しても、本気で区がこの問題に取り組んでいくとの姿勢をいかに見える化し、共有できるかという点も重要であります。

そこで、短い時間でもインパクトを与えられる映像などを制作し、幅広い区民に訴えかけていくことも有効であると考えます。区民との課題意識共有のための仕掛けづくりについて、区の見解を伺います。

最後に、ICT教育について伺います。

コロナ禍の中で急速に進んだことがICT教育の環境整備であります。全ての小中学校において、1人1台のタブレット端末の環境が整い、今後、教育指導の方針も大きく変わっていくものと思われまじ、かねてより課題となっている教員の業務負担の軽減という面でも、ICTの活用が大きなメリットを生み出すものと期待をしております。ICT教育については、導入当初から教育長が先頭に立って現場を回り、各校の進捗状況について、その実態をつかんでこられたと伺っております。

そこで、教育長がこの間、現場を見て感じてきたICT教育の可能性や課題をどのように評価しているのか、ぜひともお聞かせ願います。

先の決算特別委員会の款別質疑の中でも触れさせていただきましたが、ICT教育の環境整備のためには、令和2年度だけでも約33億円もの費用が投じられ、端末がリース契約であることや、学習用コンテンツなどの費用を踏まえると、今後も同規模程度の費用が継続的にかかることが示されました。本区の中でも一大事業に位置づけられるわけでありこの環境をできるだけ早く、そしてその効果を最大限に発揮できるように集中して取り組むべきと訴えさせていただきました。

また、ICT教育の特性上、学校によって、教員によってどうしても取り組み方に差が出てきてしまうため、これを現場任せで進めていくことは課題も多く、立ち上げ段階の大事な今こそ、教育委員会において、教育の指導方針に関わる部分も含め、助言やサポート仕組みの構築などができる専門チームのような体制が必要であることも指摘させていただきました。それを検討していく旨のご答弁がありました。

そこで、教育委員会において、ICT教育の専門チームの体制を整備するよう改めて要望しますが、その後の検討状況を踏まえたご見解を求めます。

今後、厳しい財政運営が予測されますが、このピンチを契機として、新たなビジョンを打ち立て、時代の変化の波にもしっかりと対応していくこととともに、この変化の中で、決して置き去りにされる方が生まれないよう行政がしっかりと支援の光を届けていくこと。そうした視点を持って来年度予算や新ビジョンの策定につなげてもらうことを強く求めまして、大田区議会公明党の代表質問を終了いたします。

<回答>

▶松原 区長

末安議員の代表質問に順次お答えをさせていただきます。

まず、新型コロナ対策の保健所体制に関するご質問でございますが、区政にとって区民の命を守ることが最大の使命であります。このことが大きく揺さぶられたのが、この夏の第5波でございました。第5波では、感染者数が急激に増加したため、新規感染者への対応、入院のできない自宅療養者対応等に保健所業務が逼迫し、体制の課題も明らかとなりました。これらを受けて、第6波への対応について鋭意検討を進めております。特に、第5波での最初に連絡するまで日数を要していた健康観察については、所内の人員体制を強化するだけでなく、事務作業を効率化することや、国のシステムを用いた健康観察を開始しております。また、今まで保健所が担っていた健康観察を、医師会を通じて医療機関にも担っていただくなど拡充していく予定でございます。さらに、1日当たりの感染者数に応じて、より必要な体制を柔軟に取れるよう、感染者数によりフェーズを分け、段階的に人員体制を増強し、対応する計画を整備しています。引き続き、全庁的に保健所体制を支え、適切な患者対応を行うことにより、区民の安全・安心を守ってまいります。

次に、新型コロナワクチンの追加接種の実施に関するご質問ですが、主に医療従事者向けの接種券を11月19日に発送し、12月から接種を開始いたします。追加接種は2回目接種から原則8か月以上の間隔を空けることとされているため、接種時期が近づいた方へ順次接種券を発送しますので、予約時期が分散されます。1・2回目接種では高齢者への予約支援が大きな課題となりました。高齢者の予約が順次始まる1月下旬からは、地域包括支援センター、地域庁舎に予約支援員を配置いたします。さらに、18特別出張所でも予約相談を受けて支援する体制を整えるとともに、大田区社会福祉協議会の登録ボランティアにもご協力いただくなど、オール大田の地域力で高

齢者の方がお困りにならないよう、きめ細かく対応してまいります。

2月、3月は、かかりつけ医の下で安心して接種できるよう、約300か所の区内医療機関にご協力いただき、個別接種の体制を重点的に整えます。さらに、多くの方が接種対象となる4月以降は、区内主要駅の近隣施設で集団接種も進めてまいります。区民の皆様が安心して予約や接種を受けられることができる体制を構築することで、追加接種を円滑に進めてまいります。

次に、中長期的な視点に立った計画に関するご質問でございますが、新たな基本計画については、新型コロナウイルス感染症の拡大を端にする未曾有の事態を受け、目の前の緊急事態の克服を最優先とするために策定を延期することにいたしました。基本計画は区の将来像を実現する上で非常に重要な区政の羅針盤となるものであることから、ポストコロナ時代の社会情勢をしっかりと踏まえた、令和の時代にふさわしいものとして策定していきます。令和4年度の新おおた重点プログラムの見直しに当たりましては、緊急事態を脱した先にある未来を見据えたものになるよう、中長期的視点を取り入れることを検討してまいります。

また、職員一人ひとりが経営感覚を養い、常に時代に即した施策を立案、実施する体制を強化することは、基本計画に限らず、あらゆる個別計画の策定においても非常に重要であります。したがって、新たな基本計画の策定過程では、各部局からチャレンジ精神が旺盛で柔軟な発想にたけている若手職員を募り、分野を横断したチームを編成するなど、職員の活力を活かす策定方法を検討してまいります。このような手法により、各職員が地域の問題を自分事として捉え、自らつくり上げた実感できる血の通った計画づくりを目指してまいります。これに先立ちまして、次代を担う若手職員を中心とした政策立案能力の向上に向けたプロジェクトチームの発足など新たな試みの検討を進めることで、これまで以上に人材育成に取り組んでまいります。区民の皆様が安心して暮らせる持続可能な自治体経営の実現に向けて、引き続き計画的な自治体経営を図ってまいります。

次に、外郭団体に関するご質問をいただきましたが、複雑・多様化する区民のニーズに加え、新型コロナウイルスの感染拡大によって区民生活が大きく変化した現在、さらなる区民の期待、要望に的確かつ迅速に応えていくためには、区と外郭団体との在り方を不断に見直すことが不可欠であります。外郭団体は、機動性や柔軟性、さらには特定の分野において高い専門性を有し、区の業務を補完、代替、支援する役割を担っており、区の施策を実現する重要なパートナーと位置づけております。区と外郭団体との役割の明確化、経営基盤の確立、人材育成などに加えて、実施事業の効果検証方法などを課題と捉えております。今後、これらの課題を解決し、さらなる区民サービスの向上を目指すべく検討を深め、これまで以上に関係性を改善、強化してまいります。限られた資源の中、引き続き、区と外郭団体が緊密に連携し、オール大田の体制で持続可能な自治体経営の実現に向けた取組を進めてまいります。

次に、大田区産業振興協会に対する評価、課題に関するご質問ですが、同協会は、平成7年の設立以降、区内中小・小規模事業者に寄り添う支援を行ってまいりました。バブル経済崩壊後、失われた20年とも言われてきた中において、経済活動のグローバル化やIT化が急速に進んだ時代の変化にも適宜対応し、外郭団体として区の産業施策の具現化を担ってまいりました。

一方、今般のコロナ禍により、世界規模での産業構造の転換やサプライチェーンの再構築等が加速度的に進んでおり、区内企業にも大きな影響が及んでおります。産業振興協会には、こうした現状を取り巻く環境の変化にしっかりと対応しつつ、常に先見性を持ち、区内企業に寄り添った支援をより迅速、柔軟、適切に行っていくことが求められます。行政における経営資源に限りがある中、今後、外郭団体の役割は一層重要になってまいります。これまで以上に協会が持つリソースを集約し、研ぎ澄ませ、ポストコロナ時代を先取りする取組を加速させていく、強固で柔軟な組織体制を構築していく必要があると考えております。

次に、産業振興協会の体制の充実に関するご質問ですが、同協会には、区派遣職員13名のほか、固有職員が23名、その他職員が12名と様々な立場の職員が常駐しております。区内産業支援の最前線に立つ産業振興協会は、区の外郭団体として一定の指揮・監督下にありながらも、より民間的な意識、経営感覚、スピード感及び柔軟性を備えた組織でなければなりません。特に組織経営に当たっては、民間企業等での経験を持つ外部人材の登用も含め、常に時代のニーズや変化に即応でき、市場動向を意識した組織の経営ができる体制となるよう、不断の見直しが必要であると考えております。区内産業全体が大きな変革期にある今般、産業振興協会に今後求められる産業支援施策は、従来の延長線上だけでは十分ではありません。急速に変化している社会情勢を踏まえながら、区と一体となった産業支援の一層の拡充に向けて、産業振興協会のさらなる執行体制の充実に努めてまいります。

次に、新たな地域力の在り方や地域課題解決のための仕組みづくりに関するご質問ですが、私はこれまでも、区民一人ひとりの力を源として、様々な主体が地域の課題を解決し、魅力ある地域を創造していく力を地域力とし、地域力が区政推進の基盤となるよう取り組んでまいりました。そのため、地域の関係機関や地域活動団体から構成される地域力推進会議を設置し、地域ごとの取組などを情報共有するとともに、関係機関と連携、協議し、地域課題の解決につなげております。一方、自治会・町会の加入率が伸び悩む中での担い手確保など新たな課題もございます。

現在、区は、地域コミュニティを強化するための方策を研究、検討するとともに、自治会・町会の代表者で組織するあり方検討会とともに、地域力推進会議や18地区の地区委員会、また、防災・防犯などテーマごとに設けられる分科会を充実させるための議論を重ねているところです。また、今年度は大田区自治会連合会が主体となり、自治会連合会及び単会のホームページ作成などを支援しており、区は、そうしたデジタル化に取り組む地域活動団体を助成するなど後押しをしてお

ります。さらに、一部の地域では、コーディネーター養成講座の講師として実績のあるNPO法人をアドバイザーに迎え、地域主体でまちおこしの在り方を検討する取組もごございます。加えて、様々な経験などを持った地域の方々が特別出張所で実施するワークショップの中で交流を深め、地域の人材として掘り起こしている地域もあります。今後、区は、こうした先行事例をモデルとし、各地区に展開するとともに、地域コミュニティの活性化に関する有識者の知見なども活用しながら、新たな時代の地域力の在り方を検討してまいります。

次に、児童相談所の設置に関するご質問ですが、現在、東京都児童相談所と子ども家庭支援センターでは、連携・協働して児童虐待等に対応しております。役割の異なる東京都と区が適切に情報を共有し、子どもたちの安全・安心のために取り組んでおります。区は、本件を重く受け止め、日頃から東京都と区が共有した情報を最大限に活用しているかなどについて、いま一度点検をしております。また、東京都児童相談所では、現在、本件について対応しているところであり、区としてできる事項について全力で取り組んでまいります。

区が設置を予定しております(仮称)大田区子ども家庭総合支援センターは、児童相談所と子ども家庭支援センターを統合することにより、虐待対応について適切で迅速な対応を目指しております。なお、現在、基本設計、実施設計へと進め、学識経験者等で構成するアドバイザー会議での意見なども参考に、子どもの権利を擁護できる視点を入れた施設計画としているところです。引き続き、全力を挙げて地域の子どもの命を守り、その成長、発達を支えてまいります。

次に、今後の保健師の個別支援の在り方についてのご質問ですが、厚生労働省の通知によれば、保健師は、個別支援を通じ、集団に共通する地域の健康課題を総合的に捉える視点を持って活動することが求められており、個別支援は保健師活動の原点と言える重要な業務です。こうした点を踏まえ、区は、大田区保健師人材育成ガイドラインを策定し、求める人材像として、地域への愛着を持ち、他職種・他機関と連携し、適切に個別支援することができる保健師を掲げています。人材育成に組織的に取り組むことができるよう、保健師が育ち合う職場風土を醸成することも大変重要です。あわせて、保健師に求める専門性としては、専門知識はもちろん、相手や場面に応じたコミュニケーション力のほか、関係機関等と実効性のある連携支援を行う上で必要なネットワーク構築力、状況を見極め、課題を抱える区民に対する継続的な支援力などが必要不可欠であると考えております。

次に、現状の保健師の体制評価と今後の体制についてのご質問ですが、これまで計画的に保健師を増員してまいりましたが、中堅保健師層が薄く、保健師の専門的な知見等の世代間継承や人材育成が課題となっております。個別支援力の向上に向けては、大田区保健師人材育成ガイドラインの強化に向けて検討するとともに、研修とOJTを充実いたします。あわせて、現在、東京都と連携して進める妊娠期から出産、子育て期までの継続した支援関係構築による予防的支援推

進とうきょうモデル事業の実施を通じ、コミュニケーション力やリスクマネジメント等のスキル習得を推進してまいります。さらに、指導、助言者となるリーダー役の保健師を新たに配置し、チームで解決できる体制の導入についても検討してまいります。保健師の育成強化に引き続き着実に取り組んでまいります。

次に、老朽空き家対策に関するご質問ですが、令和3年6月に改正された特定空家等ガイドラインにおいて、現に著しく保安上危険な状態の空き家等のみならず、将来において同様の状態が予見される空き家等についても、特定空家の対象に含まれる旨が示されました。これに伴い、所有者がいない場合など、放置されることが明らかな空き家も特定空家等と判断することが可能になるものと考えております。11月19日に開催された大田区空家等対策審議会においても、新たな判定基準について審議が行われました。今後は、新たな判定基準により特定空家等の判定を行ってまいります。

また、強風等により空き家等が近隣に危害を生じさせるおそれがある場合に、区が必要最低限度の緊急安全措置を行えるよう、新規条例の制定に向け条例案をまとめたところであり、今後、パブリックコメントを実施してまいります。区は、増え続ける空き家に対して、これらの新たな取組を着実に進めるとともに、空き家の発生予防に向け、老いじたく推進事業との連携強化や関係団体との公民連携など、様々な視点から空き家対策を総合的に進めてまいります。

次に、空家等地域貢献活用事業に関するご質問ですが、平成26年12月の事業開始以来、障がい者のグループホーム7か所のほか、医療機関との連携型宿泊施設や海外文化啓発活動の場など、多種多様な活用実績を上げております。23区における空き家活用マッチングの実績では、大田区が20件と一番多く、国や東京都からも一定の評価をいただいております。一方、これまでの事業結果の検証や社会状況の変化などから新たな課題も見えてきており、様々な需要への取組を加速していくことが重要と考えております。区では、これらの状況を踏まえ、空き家の有効活用を図る観点から、他自治体等の先進事例の調査研究を進めるとともに、居住用や起業を目的とする活用など、公益的活用の枠組みを超えた利活用についても検討し、空き家対策を通して安全・安心なまちづくりへの取組を力強く推進してまいります。

次に、住宅施策に関するご質問ですが、区では現在、住宅施策の指針となる大田区住宅マスタープランについて、令和4年度末の改定に向け取り組んでおります。本改定では、空き家対策、マンションの適正管理、居住支援施策の3点を重点項目とするとともに、コロナ禍による新たな日常の定着など、住環境をめぐる様々な変化を新たな視点として加え、住宅マスタープラン有識者検討委員会の中で議論を進めております。

一方、マンションの管理適正化につきましては、マンションの再生や老朽化に伴う維持修繕等が困難なマンションへの対策が社会問題となっております。区においても、経年劣化の住むマン

ションの増加が見込まれることから、マンション管理適正化法において示されたマンション管理適正化推進計画制度の導入についても検討を進めていくことが重要と考えております。区では本制度について、区住宅マスタープランの改定に包含して取組を進めるとともに、今般の法改正の趣旨を踏まえ、老朽化が進み維持修繕等が困難なマンションの再生についても検討を進め、住宅施策の取組をさらに強化してまいります。

次に、新空港線についてのご質問ですが、新空港線の実現は区にとって30年来の悲願であり、これまでも区は総力を挙げて取り組んでまいりました。平成28年には交通政策審議会答申において進めるべきとされた都内6路線の一つに位置づけられ、その後、令和2年には整備に向けた都区間協議を進めるために協議の場を設置するなど、取組を着実に積み重ねてまいりました。新空港線整備は、この4期目の間に何としてでも実現に向けた道筋をつけなければならないと心底考えております。議員お話しのとおり、今年度が極めて重要な時期となっております。まさに正念場を迎えており、もう一押しと感じております。私が先頭に立ち、今年度内の都区合意及び第三セクター設立に向けて、不退転の覚悟の下、持てる力を出し切り、前に進むよう踏ん張りますので、議会の皆様方もぜひお力を貸してください。

次に、若者支援に関する今後の区の推進体制についてのご質問ですが、区は現在、子ども・若者総合相談窓口と併せて、子ども・若者の居場所の設置に向けて検討を進めております。コロナ禍を契機とした経済状況の悪化や人との交流の制約等を背景とし、子ども・若者を取り巻く環境は依然厳しい状況にあります。困難を抱える子ども・若者の問題が顕在化する前に、気軽に立ち寄り、自由に過ごせる居場所を通じ相談窓口につなげるとともに、子ども・若者の社会参加を支援することが重要であり、分野の垣根を越えた連携体制が不可欠であります。総合相談窓口において把握した情報を部局間で共有し、円滑に支援していくため、現在、区は、包括的な支援体制整備に取り組んでおります。今後、居場所支援の効果的な推進について、若者という年代に着目するとともに、分野の垣根を越えて包括的かつ重層的に支援をしていく体制について、関係部局と連携しながら検討をしてまいります。

次に、若者が支援につながりやすい仕組みづくりについてのご質問ですが、若者を対象とした居場所は、気軽に立ち寄り、自由に過ごせる空間を提供するとともに、様々なプログラムや活動への参加を通じ自立を促進する機能を持ち、相談支援の入り口としても重要な位置づけを有しております。加えて、地域活動団体をはじめ、多様な主体が若者の課題解決に参画する場を設定しながら、就労や社会参加の場を地域に創出するとともに、若者一人ひとりの特性に応じ、様々な活動とのマッチングを行うことが期待されています。

内閣府が令和元年度に実施した調査結果によりますと、若者が求める相談体制は、メールやSNSでの相談が対面での相談を上回るという結果が示されております。若者が相談へつながるよう、

オンラインでの居場所やオンライン相談等、インターネットやSNSを活用した環境を整備していくことは、相談支援の入り口を確保する点で重要であります。今後、区は、SNSを活用したイベント等の情報発信に努めるとともに、庁内関係部局はもちろん、関係機関や地域活動団体等とも連携しながら、若者が支援へつながりやすい仕組みを整備してまいります。

次に、脱炭素社会の実現に向けた決意に関してのご質問ですが、国は、地球温暖化に伴う気候変動により各地に大きな被害がもたらされる状況を踏まえ、令和3年5月に2050年までの脱炭素社会の実現を基本理念とした地球温暖化対策推進法の改正を行いました。これまで区は、大田区環境基本計画(後期)に基づき温室効果ガスの削減を進め、平成26年度からの5年間で計画を上回る9.2%の温室効果ガスを削減してまいりました。こうした実績を踏まえるとともに、世界的な自然災害の激甚化や、それに伴う環境意識の高まりなど、社会状況の大きな変化を考慮しつつ、今後の区の環境施策のビジョンを示すべく、(仮称)大田区環境アクションプランの策定を鋭意進めているところです。区の温室効果ガス削減目標につきましては、本計画の包含計画である地球温暖化対策実行計画において、改正地球温暖化対策推進法を踏まえまして見直しを進めております。区は、環境問題への対策をマイナス要因ではなく、技術革新などの産業分野の発展の機会と捉え、経済、社会、環境の好循環の実現を目指し、脱炭素社会実現と気候変動への適応という大きな課題に対して果敢に取組を進めてまいります。

次に、プラスチックの資源循環に関するご質問ですが、カーボンニュートラルなど持続可能な経済社会への転換を図るためには、エネルギーや石油などの化石資源の新規使用量を減らし、利用可能な資源を最大限循環させることが必要です。資源循環の観点において、プラスチックは大変広く普及していることから、その生産過程から処分に至るまで環境に与える影響は非常に大きいものとなっております。プラスチックは化石資源である石油を主原料とすることから、多くのCO2の排出源となるだけでなく、生物多様性の観点においても、海洋プラスチックごみが生態系に与える影響は世界的な環境課題の一つとなっております。区は、こうした世界的なプラスチックに関する資源循環構築の流れを踏まえるとともに、プラスチック資源循環促進法に基づき、プラスチック廃棄物処理に係る環境負荷を限りなく低減することを目指し、新たな検討を進めているところです。区は、全てのプラスチックが有用な資源となるような循環社会の実現を目指し、着実に歩みを進めてまいります。

区民との課題共有に関するご質問でございますが、脱炭素社会に向けた取組については、温室効果ガス削減の当事者である区民や事業者など、多くの関係者と区が目指す目標や課題について共有を図ることが最も重要と考えております。昨年公開した動画「5分でわかる環境問題」は、8か月で3万3000以上の再生回数となっており、大変好評を博しております。このため、現在策定中の(仮称)大田区環境アクションプランにおいても、SNSなどによる短時間の情報発信による大

きな波及効果等を踏まえ、映像によるPRも環境に優しいライフスタイルへ行動変容を促進する有効な手法と位置づけております。区は、これまで環境課題になじみが薄かった区民や事業者等を含め、全ての関係者が環境課題解決に向けて具体的な行動を起こす契機となるよう、新たな映像の公開など、積極的な情報発信に取り組んでまいります。私からは以上でございます。

▶小黒教育長

ICT教育の可能性や課題についてのご質問です。私は、タブレット端末が日常の学習場面で着実に活用され、子どもたちの学びが変わってきたと感じております。子どもたちが課題解決に向けてタブレット端末を活用し、考えを交流したり表現したりして学ぶ授業に形態が変わりつつあります。また、これからの社会を生きる子どもたちが、大人を超える速さで操作を学び、上達を見せていることから、子どもたちはこのような学びを望んでいるように感じました。さらに、子どもたちが大人に引けを取らないデザインや発想を持って表現している様子から、タブレット端末を活用した学習が子どもたちの学びを広げる大きな可能性を持つものであることを実感いたしました。課題は、ICTの効果を最大限に活かして指導を行う教員の力量をさらに高めることでございます。今後、ICTを活用することで子どもたちの力が発揮できるよう、さらなる授業改善を進めてまいります。

次に、ICT教育の専門チームの体制整備についてのご質問です。現在、タブレット端末の効果的な活用のため、新たなICT教育推進チームの立ち上げに向けた準備を進めております。このICT教育推進チームは、教育委員会の担当者やICT教育推進専門員、ICT教育についての知見を持つ複数の企業や有識者、教科等の指導及びICTの活用の高い専門性を持つ指導教諭等によって構成する予定でございます。大田区の小中学校におけるタブレット端末を活用した授業モデルを構築し、効果的な活用事例をデータベース化することで、児童・生徒の資質、能力を最大限に引き出せるよう学習環境の整備に取り組んでまいります。